

香川県バドミントン協会表彰規定

- 第 1 条 表彰は、香川県バドミントン協会の普及振興に功労があった者に功労賞、全国大会等で優秀な成績を収めた者に激励賞を授与する。
- 第 2 条 功労賞を与える基準。
(1) 香川県バドミントン協会の発展のために特に顕著な功績のある者
(2) 香川県バドミントン連盟の会長、副会長及び理事長を6年以上、若しくは理事、又は監事を10年以上歴任し、その功績が顕著な者
(3) バドミントンの技術、施設、用具、その他バドミントンに関する改善向上に特に功労のあった者
(4) その他理事会に於いて認めた者
- 第 3 条 激励賞を与える基準。
全国大会等に於いて優勝、準優勝、第3位の成績を収めた団体（監督も含む）、個人。
- 第 4 条 被表彰者の推薦及び選考。
被表彰者の推薦は、各支部連盟が行い、理事会及び総会で承認を得て、総会に報告しなければならない。
- 第 5 条 被表彰者の推薦は、「功労賞、激励賞 該当推薦書」を記票し、本協会に申請する。推薦書の提出は基準を満たした年の大会から申請できる。
- 第 6 条 表彰は、原則として毎年1回、香川県総合バドミントン選手権大会開会式の際に実施する。
- 第 7 条 本規定の改廃は、総会の決議による。
- 付 則 (1) 平成30年4月1日から施行する